

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年3月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県電子入札等システム詳細設計、プログラム製造等業務委託に利用する 製パッケージシステム機能説明書やパンフレット」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、「広島県電子入札等システム詳細設計・プログラム製造等業務委託に利用する 製パッケージシステムのパンフレット」（以下「本件対象文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定し、条例第10条第3号（事業活動情報。以下「第3号」という。）に該当することを理由に、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年3月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年4月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

パッケージソフトウェアのパンフレットは、本来、製造者の広報や販売促進を目的とするものであり、第三者がその内容を知っても、何ら作成者に不利益を与えるものではない。

現物を見たわけではないが、パンフレットとはカタログであり、そういうものに

ノウハウが記述されることはなく、もし著作権や特許権の問題があるのであれば、そうした権利は当然登録又は保護されているであろうから、公表しても問題はない。

地方公共団体を相手とする契約行為については、その性質上その内容が公開されることは甘受すべきである。

広島県は、多大な費用を投じて電子入札システムを導入したが、納税者である私には、それがどのようなものでどのような費用が必要であるかを知る権利がある。

県税は、広島県民の財産であり広島県民の公共の利益のために支出されるものであるから、その使い道について公共の利益に反しない限り広島県民に公開しその透明性や公正性を保持することは当然のことである。一私企業の利益を優先することは県民の公共の利益を損なうものとする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書、反論書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

本件対象文書は、広島県電子入札等システム詳細設計・プログラム製造等業務（以下「詳細設計等業務」という。）を受託した（以下「受託業者」という。）が、電子入札等のシステム開発を予定する自治体に対して同社のパッケージシステムの特徴等を説明する目的に限定して作成したものであり、受託業者は一般に公表していない。

受託業者がこれを公表していないのは、電子入札システムの開発業務の発注が全国の自治体で相次いでおり、その受注を希望する業者間で、システムの機能・価格等の本件対象文書に記載されている内容を中心とした極めてし烈な競争が展開されており、公表した場合には同社の競争上の地位が損なわれるおそれがあるためである。

本件対象文書の内容を開示することは、競合他社に対して受託業者製システムの機能、価格、その他のセールスポイントに関する情報を、直接的かつ明確に提供することに等しく、これを行った場合、各社は自社システムの受託業者製システムに対する比較上の優位点を具体的に説明することが可能となるため、受託業者の今後の事業活動において、競争上の地位が損なわれ、不利益をもたらすおそれがある。

本件対象文書の著作権は受託業者が保有しており、その提出を受けた際、受託業者は公開されることについて同意していないため、これをその同意なしに公開することはできない。

したがって、本件対象文書は、第3号に該当するため不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、受託業者が作成した、受託業者の電子入札システムのパッケージシステムの特徴や機能、価格体系等を説明した資料である。実施機関は、本件対象文書を詳細設計等業務の発注に係る起案文書に添付していたため、これを行政文書として本件請求の対象としたものである。ここにいう電子入札システムは、公共

事業や物品調達における入札参加資格審査申請書等の受付等の手続及び入札関連手続をインターネット経由で行うためのシステムであり、現在も全国の地方公共団体で導入が進められているところである。

実施機関は、平成14年度に「電子入札等システム開発に係る基本設計業務」(以下「基本設計業務」という。)を指名プロポーザル方式、すなわち、具体的なシステム化の内容や全体経費等を指名業者に提案させた上で、それらを総合評価し、最も評価の高かった業者に発注するという契約方法で発注し、平成15年度にはその決定業者と詳細設計等業務の委託契約を締結している。基本設計業務のプロポーザルに参加した各業者の提案は、いずれも自社が保有する基本プログラム(パッケージ)に広島県の独自機能等を追加するパッケージ・カスタマイズ方式であった。

実施機関の説明によると、本件対象文書は、受託業者が電子入札システムの開発を予定している地方公共団体等に説明するために作成し、専ら地方公共団体等の発注者に限定して提供されるものであり、一般的に配布されているパンフレットとは全く性質が異なるという。

2 本件対象文書の第3号該当性について

(1) 第3号の規定について

第3号は、法人その他の団体等に関する情報等であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを不開示とすることを規定している。これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

なお、第3号ただし書では、上記に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が記載された行政文書は開示しなければならないことが定められている。

(2) 本件対象文書の第3号本文該当性について

実施機関は、本件対象文書を公にすることによる受託業者にとっての支障について種々主張しているが、本件対象文書の著作権は受託業者にあり、同意なしに公開することはできない旨を主張しているので、この点について検討する。

まず、本件対象文書は、受託業者のパッケージシステムの特徴等を地方公共団体の発注担当者に効果的に説明するよう受託業者が創作的に表現したものであり、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定されている著作物に該当すると認められる。なお、本件対象文書の各ページの下部には、受託業者が著作権を有する旨が英文で明記されているところである。

そうして、著作権法第18条第1項は、「著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(中略)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。」と、著作者

が公表権を有することを規定している。

本件対象文書は、広く一般に配布しているパンフレットではなく、地方公共団体等の発注担当者に限定して提供しているということであるから、発行、すなわち、「その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が作成され、頒布」された（著作権法第3条第1項）ものではなく、既に公表されたものとは言えないため、公表権の保護の対象になるものと解される。

なお、著作権法第18条第3項第3号では、著作者が公表されていない著作物を地方公共団体に提供した場合には、開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をしない限り、情報公開条例の規定により当該著作物を提供し、又は提示することについて同意したものとみなすこととされている。しかしながら、本件においては、実施機関の職員が本件処分を行う前に受託業者に面接し、本件対象文書の開示について意見を聞いたところ、受託業者から明確に不開示を求める意思表示があったことから、この規定は適用されない。

そうすると、本件対象文書を公にすれば、著作者である受託業者が有する本件対象文書の公表権を侵害することになるのであるから、本件対象文書は第3号の「公にすることにより、当該法人等...の権利...を害するおそれがあるもの」に該当するものと解される。

(3) 第3号ただし書該当性について

第3号ただし書では、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示しなければならないこととされている。著作権法では第18条第4項第3号において調整規定を設けており、このただし書に該当する場合には、公表権について定めた同法第18条第1項の規定が適用されないこととされている。

しかしながら、本件対象文書は受託業者の電子入札システムパッケージの特徴等を説明した文書であり、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するためにそれを開示することが必要であるとは認められない。

したがって、本件対象文書は、第3号ただし書に該当しないと判断する。

3 条例第12条（公益上の理由による裁量的開示）該当性について

条例第12条（以下「第12条」という。）は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

異議申立人は、実施機関が多大な費用を投じて導入した電子入札システムがどのようなものであるかを知る権利があるとして、一私企業の利益を優先することは県民の公共の利益を損なう旨を主張しており、また、著作権法第18条第4項第5号の規定により、公益上の理由による裁量的開示を行う場合には、公表権について定

めた同法第18条第1項の規定が適用されないこととされているので、実施機関が本件対象文書を第12条の規定により開示を行うべきであったかどうかについて検討する。

第12条の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第3号ただし書の規定などによる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため公にすることが必要な場合に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合のことをいい、また、第12条は条例第10条各号で定める不開示情報であってもなお開示すべき特則を定めた規定であることからすると、この公益性の要件は具体的かつ明白なものであることが必要であると解される。

実施機関が委託した業務に見合った経費を支出しているかを県民が確認できるよう、業務の内容がどのようなものであるかを明らかにすることが必要であるという異議申立人の主張も一般的には理解できるところであるが、受託業者が保有するパッケージシステムを説明した資料である本件対象文書について、第3号に該当するにもかかわらず特別に開示する必要があるというほどの具体的かつ明白な公益性までは認め難い。

したがって、本件対象文書について、第12条の規定を適用して公益的開示をしなかった実施機関の判断が不当であるとは認められないと判断する。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|
| 16 . 6 . 4 | ・ 諮問を受けた。 |
| 16 . 6 . 16 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 16 . 7 . 30 | ・ 実施機関からの理由説明書を收受した。 |
| 16 . 8 . 2 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 16 . 8 . 13 | ・ 異議申立人からの意見書を收受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。 |
| 17 . 3 . 24 | ・ 実施機関からの反論書を收受した。 |
| 17 . 3 . 28 | ・ 異議申立人に反論書の写しを送付した。 |
| 18 . 5 . 23 (平成 18 年度第 2 部会第 1 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 18 . 6 . 7 | ・ 異議申立人からの反論書を收受した。 |
| 18 . 6 . 14 | ・ 実施機関に反論書の写しを送付した。 |
| 18 . 6 . 29 (平成 18 年度第 2 部会第 2 回) | ・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 18 . 7 . 25 (平成 18 年度第 2 部会第 3 回) | ・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。 |
| 18 . 8 . 28 (平成 18 年度第 2 部会第 4 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 18 . 9 . 21 (平成 18 年度第 2 部会第 5 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 18 . 10 . 30 (平成 18 年度第 2 部会第 6 回) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

| | |
|----------------------|------------------|
| 飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ） | 弁 護 士 |
| 川 上 三 郎 | 広島テレビ放送株式会社総務局次長 |
| 野 曽 原 悦 子 | 弁 護 士 |
| 横 藤 田 誠 | 広島大学大学院社会科学研究科教授 |